

ゲームポイントをもったら、サブスク契約に！

【相談事例】 広告を見たらオンラインゲームに使用できるポイントがもらえるので、いくつかのポイントサイトに登録した。その後、お母さんから、勝手に有料動画サイトのサブスク契約をしていると怒られたが覚えていない。ポイントをもろうために、よくわからずサイトに登録したら、動画のサブスク契約をしたことになっていて、料金を請求され困っている。(10代 女性)

【アドバイス】

●ポイントサイトとはそのサイトを經由して指定されたサイトの会員登録や商品購入、アンケート回答などを行うことでポイントが貯められるサービスです。利用する時は、ポイントの獲得条件などをよく確認しましょう。



●無料期間やキャンペーンなどで試しに利用する場合でも、指定先の各サイトの利用規約や解約条件をきちんと確認しましょう。

●未成年者が親等の同意を得ていない契約は、取り消しできる可能性があります。

●わからないことや困ったことがあったら、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。

相談窓口の案内

戸畑【ウェルとばた7F】 ☎861-0999

小倉北【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500

小倉南【小倉南区役所3F】 ☎951-3610

八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。

予約電話及び電話での相談は戸畑窓口（☎861-0999）へ。

消費者ホットライン ☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります）



まもりん



みもりん